

保健所管内における疑似症患者発生

4月28日に新型インフルエンザが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症として位置づけられました。

6月19日に運用指針が改正されるまでは、医師が、臨床症状と迅速診断キットでインフルエンザAが陽性になるなど、新型インフルエンザを強く疑った場合、都道府県などの地方衛生研究所でPCR検査を行い最終的な確定をし、感染した人は軽症であっても入院治療することとなっていました。

健康局長通知090428

Go!

WHOのフェーズ6宣言

Go!

5月22日付けの運用指針

Go!

5月24日付けの疑似症患者の取り扱い

Go!

通知等の一覧

旅行者から患者が発生したとの連絡が入る

6月10日の深夜2時、あなたは職員からの電話で目を覚みます。「宿泊している旅行者（小学生：家族3人）が発熱している」との連絡を管内のホテルから受けたとのことです。

演習7

発熱外来には朝7時に受診することとなりましたが、その時間帯までに準備することは何ですか？
あなたのお考えをお示しください。

(対応例)

自家用車などがなければ、旅行者は発熱外来に行くための移動手段がありません。そのため、保健所に患者搬送のためのシステムがあるかどうかが、大きなポイントとなります。いずれにしても、その患者を発熱外来まで送る必要があります。

あわせて、衛生物品(マスク等)を所持しているかを尋ねておき、もしも持っていないようであれば、保健所より物品を提供します。また、迅速診断キットで検査した後、地方衛生研究所での確認検査の結果が判明するまでの間、患者及び家族の居場所を確保する必要があります。

患者については病院に入院することが可能ですが、家族については、公営住宅の空き室を活用したり、ホテルにお願いする等して居場所を確保しなくてはなりません。

この事例の場合は、保健所からホテルに対して事情を説明し、検査結果が判明するまで客室に居続けることができるようお願いすることとしました。

この事例の場合は、ホテルはとても協力的であり、検査結果が判明するまでの朝食・昼食等については、ルームサービスで対応してくれ、しかも超過料金は一切求められませんでした。

6月19日からは、原則として患者を入院措置ではなく自宅において療養することにしましたが、患者の全数把握は7月23日まで続きました。

発病者と家族などの濃厚接触者については、外出自粛を要請(6月19日付け運用指針)することとしていました。

発病者がもし学校に通っていた場合は、休校などの対応を要請(6月19日付け運用指針)することになっていました。

演習8

6月下旬のある日、管内の医療機関から、「今日受診した高校生に対して、インフルエンザの迅速診断キットによる検査を行ったところ、A陽性となった。」と保健所へ連絡が入りました。

あなたはどう対応しますか？

[通知等の一覧](#)

(対応例)

連絡してくれた医療機関の医師に、「積極的疫学調査と、検体確保のための搬送用培地を持った職員を派遣するので、高校生を医療機関で待たせておいてほしい。」と要請しました。

積極的疫学調査のために保健師を、検体搬送のために衛生課の職員を医療機関に派遣しました。

本庁にA型陽性の高校生がいる旨を報告し、地方衛生研究所とのPCR検査の時間調整を依頼しました。

所内で関係職員を集め、情報の共有と今後の方針を検討しました。

[通知等の一覧](#)

[6月25日付け積極的疫学調査実施要綱](#)

Go!

演習9

医療機関での調査の結果、A型陽性の患者はC市内の県立D高校に通っていました。あなたは、次に何をしますか？

(対応例)

県立D高校長と連絡をとり、次の調査を依頼しました。

- ①一週間前から力ゼ様症状(咳、痰、鼻水、喉の痛み、発熱)で休んでいる生徒と先生の有無、及びその状況
- ②登校している生徒や先生における、力ゼ様の症状の有無
- ③特に患者の同級生については詳細な状況

C市の保健担当部局と県教育庁の出先である教育局へ、状況を伝えました。

PCR検査で新型インフルエンザが確定

その日の午後に地方衛生研究所から連絡があり、確認検査の結果で新型インフルエンザ陽性でした。

演習10

この段階で、あなたはどのような対応をしますか？

(対応例)

感染症担当に対し、記者発表に向けた本庁との調整を指示しました。

その後、発病者の親へ陽性を告知し、家族の健康状態の調査や外出自粛の要請をすること等については、感染症担当の保健師が行うこととしました。

新型インフルエンザ対策本部会議を開催し、当該高校に休校を要請することとなったので、校長と教育局へ結果を伝えました。

連絡をくれた医師、C市の保健担当部局へ情報を提供しました。

記者発表と同時に、医師会へも結果を伝え、管内の医療機関への周知を依頼しました。

休校要請に応じられない学校の事情

保健所長より当該高校の校長に休校を要請する電話をかけたところ、校長より要請を受け入れないと回答がありました。

校長 「私たちは、保健所からの休校要請は受けないことを職員会議で決定したところです。」

保健所長 「…そうですか。いったい、どういうことなのでしょうか。」

校長 「実は、要請された休校期間中に、高校野球の地区予選が予定されているのです。休校ということになりますと、予選の試合を辞退しなければなりません。3年間一生懸命練習してきた生徒たちの気持ちを考えますと、不憫でなりません。」

演習11

当該高校は高校野球の強豪校です。あなたは校長に対して、どう対応しますか？

医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の
要請等に関する運用指針(6月19日付け) Go!

(対応例)

運用方針に基づき、感染拡大防止の観点から休校は必要であり、休校要請の決定は変えられないことを再度校長に伝えました。

しかし、高校側の態度も強硬であり、何としても試合を行いたいので要請を受けないと主張しました。

保健所としては、要請に従わずに試合を強行するとしても、感染予防のため次の3点は絶対守るよう校長に伝えました。

- ①試合の日まで、選手及びベンチ入りする者については症状・検温結果を把握し、発熱者等については試合に出さないこと。
- ②選手及びベンチ入りする者のうち、当該生徒との濃厚接触者は試合に出さないこと。
- ③生徒による応援は一切しないこと。

対戦相手の高校からも感染者が発生し試合順延

この事例の場合には、翌日対戦相手の高校からも感染者が発生し、結果的に試合が順延されることとなりました。

後日行われた試合においては、両校とも、保健所から求めた3つの条件を守っていました。

患者が発生した学校でいじめや中傷が問題となる

学校が休校になったことについて、発病者に対して、「おまえのせいで学校が休みになった」「おまえなんか学校からいなくなれ」などの電話やメールがあるなど、いじめ問題が起こりました。

演習12

発病者の親から学校へ、「感染を公表したから子どもがいじめられるようになった。いじめをなくせ」との抗議や、発病者が出了ことに対する学校への苦情や嫌がらせの電話が相次ぎました。

このことについて学校としては、どう対応して良いか分からず困り果て、保健所へ相談がありました。あなたはどう対応しますか？

(対応例)

教員・生徒・父母に次のことを伝えるように助言しました。
(同様の内容を市町村やマスコミへ伝え、地域住民へ周知してもらうようにしました。)

- ①発病者が、感染を疑い医療機関を受診してくれたおかげで、新型インフルエンザに感染したことが分かり、早期に学校を休校し、学校内での感染拡大、ひいては地域での感染拡大を防ぐことができたこと
- ②つまりは、発病者はみんなへの感染拡大を防いでくれた恩人であること
- ③いじめ問題や嫌がらせが起こると次に感染した人が、感染を隠すようになり、集団での感染拡大を防げなくなること

飲食店の従業員と利用者から患者が発生

患者の家族を疫学調査したところ、小学生の弟にもかぜ様の症状がありました。受診を勧めたところ、迅速診断キットによる検査でA陽性、確認検査で新型インフルエンザ陽性でした。

この家族は、発病の2日前ころに管内の観光客の多い大型飲食店を利用していました。

翌日、この飲食店の従業員、アルバイトにも感染者が確認されました。

そこで、飲食店の管理者を呼び、今後の感染予防対策等について協議しました。

演習13

飲食店の管理者は、「予約も多数入っており、店を閉じるつもりはありません。」と言います。

あなたはこの飲食店に対して、どう対応しますか？

(対応例)

この飲食店が食中毒を起こしたわけではないので、営業停止等の処分はできません。この飲食店を舞台として、なんらかの感染が起こっていますが、飲食店も被害者といえます。そこで、飲食店には感染予防対策を十分に実施するようアドバイスすることとし、次の4点をお願いしました。

- ① 感染した従業員等の濃厚接触者(主として同じ持ち場の者)の外出自粛
- ② 出勤時の健康チェック(検温を含む)により有症者を勤務させないこと
- ③ 従業員等のマスク着用
- ④ 店内の消毒

こうした対応により、少なくとも従業員等から客への感染は防ぐことが可能になりました。

マスコミから個人情報に関する質問を受ける

マスコミからは、感染者の情報、感染の場となった学校や飲食店の名称等を公表するよう強く求められました。

演習14

1. 感染者について、マスコミ発表したところ、発病者の学校名や学年などを聞かれました。どう回答しますか？
2. 感染者の接点などを聞かれたため、「飲食店があります」と回答したところ、当該飲食店名の公表を、マスコミから求められました。どう回答しますか？
3. 「保健所長は、当該飲食店は安全だというが、所長は自分の子どもを含めた家族でその飲食店を利用できるか？」と聞かれましたが、どう回答しますか？

感染症法第16条(情報の公表)

Go!

(対応例)

1. 発病者の学校名は、休校することで、住民も知ることになるため公表しました。ただし、学年や性別については、発病者が特定される恐れがあること、発病者は自宅で治療していること、学校も休校するため感染拡大のおそれがないことから、答えられないことを繰り返し説明しました。
2. 「飲食店については、食中毒であれば、営業停止や店の名前を公表するが、感染症予防法には、営業停止や名前の公表の規定がないため、それはできないこと」、「飲食店が感染の場になったことは確かだが、従業員よりも利用客の発病が先であるため、従業員が利用客に感染させたというよりも、利用客から従業員が感染した可能性が高いこと」、「飲食店には消毒を行うことや、従業員の体調を管理し少しでも症状のある人は休むなどの対応を伝え、そのようにすることを飲食店も同意したので、今後飲食店で感染拡大がないこと」を説明しました。
また、「この飲食店にさえ行かなければ感染しないという、誤った考え方を持たないことが大切」と説明し、人が集まる場所では感染が生じやすいことを理解してもらうよう努めました。
3. 飲食店の利用については、「私には小学生の息子がいるが、家族で利用できる」と回答しました。その結果、マスコミからはそれ以上の質問はありませんでした。

プロスポーツチームのメンバーが遠征先で発症

8月中旬、某プロスポーツチームが管内で試合を行いました。試合終了後、選手やコーチら約20名が病院を受診し、うち3名が迅速診断キットによる検査でA型陽性という結果でした。

演習15

このチームの責任者から、公表等、今後の対応について相談を受けました。あなたは、このプロチームにどのような助言をしますか？

(対応例)

保健所としてはクラスターサーベイランスで事業所における発生として公表せざるを得ないが、個人情報を公開することは考えていないことを説明しました。

ただ、選手が大挙して病院受診したことは市民の間でも噂になってしまっており、マスコミも察知しているなかで、社会的な影響を十分に考慮して、チーム自ら率先して今回の結果を公表することを勧めました。

あわせて、今後の感染予防策について協議しました。
「簡易迅速キットによる検査でA型陰性であった選手も感染している可能性があること」、「しっかりと選手の健康チェックを行い、有症者は絶対に試合に出さないこと」、「試合中に相手チームに感染させるようなことがないよう努めてほしいこと」等を伝えました。

検疫法 第13条

検疫所長は、検疫感染症につき、前条に規定する者に対する診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

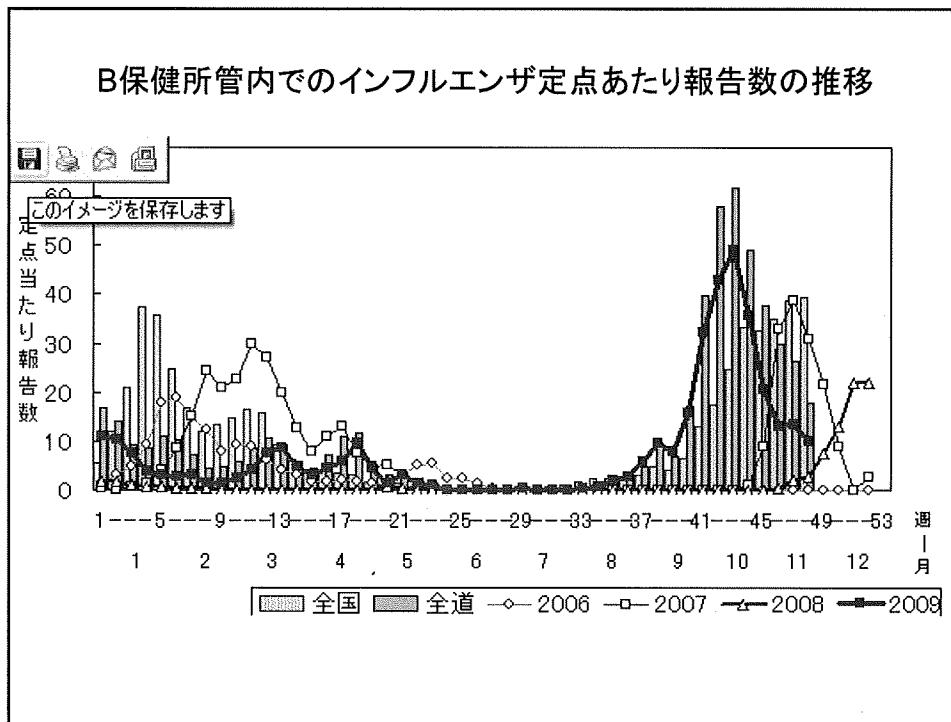
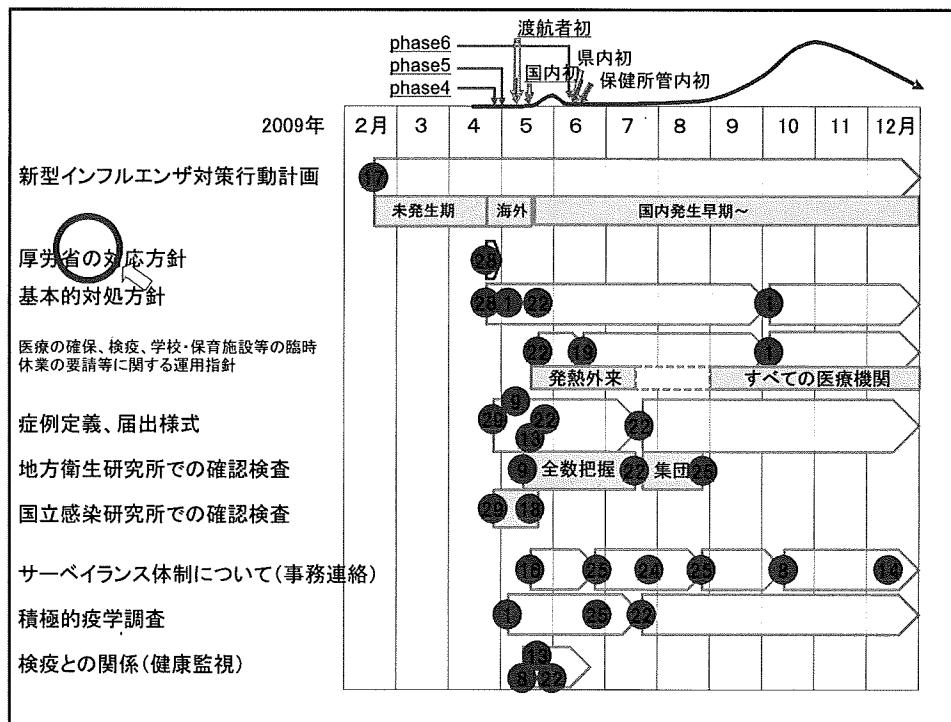
2 検疫所長は、前項の検査について必要があると認めるときは、死体の解剖を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。この場合において、その死因を明らかにするため解剖を行う必要があり、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待つてはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、遺族の承諾を受けることを要しない。

感染症法

(情報の公表)

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。



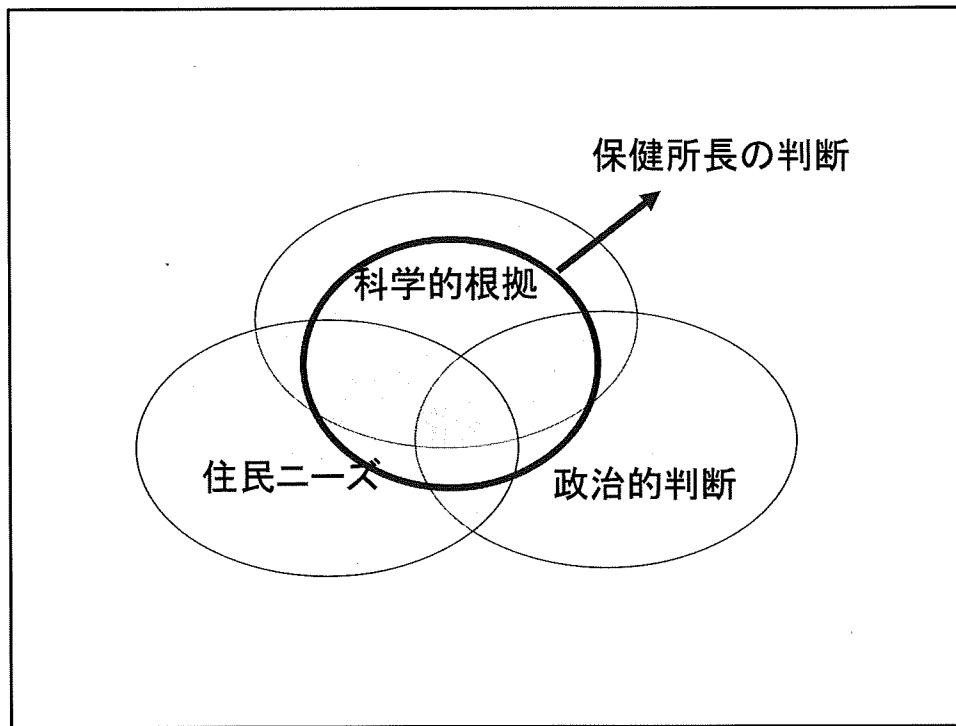


表1. 各事例の被害状況

		事例1 阪神・淡路大震災(神戸市)	事例2 新潟県中越沖地震
発生状況	発生日時	1995.1.17(火) AM 5:46	2007.7.16(月祝日) AM 10:13
	震源地	兵庫県淡路島北部	新潟県上中越沖
	地震規模	マグニチュード7.3 最大震度7	マグニチュード6.8、震度6強
被害状況	死者	6,434人	15人
	負傷者	43,792人	2,316人
	被害住宅	249,180棟	39,091棟
	ガス供給停止(最大停止)	493,000戸	35,150戸
	断水(最大断水)	650,000戸	61,532戸
	停電(最大停電)	市全域	27,132戸
	電話不通(最大不通)	285,000回線超	61,532戸
	最大避難者数	236,899人	12,483人

表2. 阪神・淡路大震災における歯科保健医療対策実施の経過概要

段階	月 日	事 実 経 過
フェイズ0	1月17日(火)	地震発生(AM 5:46) 神戸市対策本部・救護所・避難所の設置
フェイズ1	1月19日(木)	歯科保健相談実施
フェイズ2	1月22日(日) 1月23日(月) 1月26日(木) 2月4日(土)	歯科救護所開設(兵庫県口腔保健センター) 神戸市立中央市民病院東灘診療所において歯科診療開始 各区歯科救護所開設(11箇所)(~3/31) 巡回歯科診療の実施(~3/19) その他(歯科保健相談窓口の設置、PR媒体作成、被災者歯科保健調査)
フェイズ3	2月中～ 3月～	避難所歯科健康教育・訪問指導 巡回歯科相談の実施 在宅寝たきり者歯科診療の実施(避難所・地域) 仮設住宅入居開始(対策:①歯科健康診査、②歯科健康教育、③訪問歯科相談) 乳幼児健康相談実施

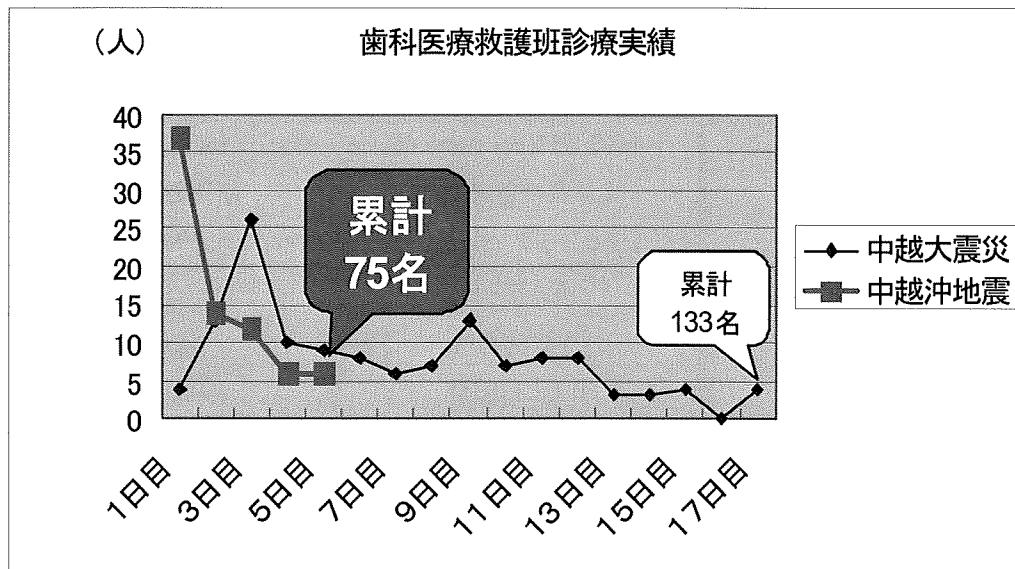


図1. 新潟県中越沖地震における歯科医療救護班の診療実績

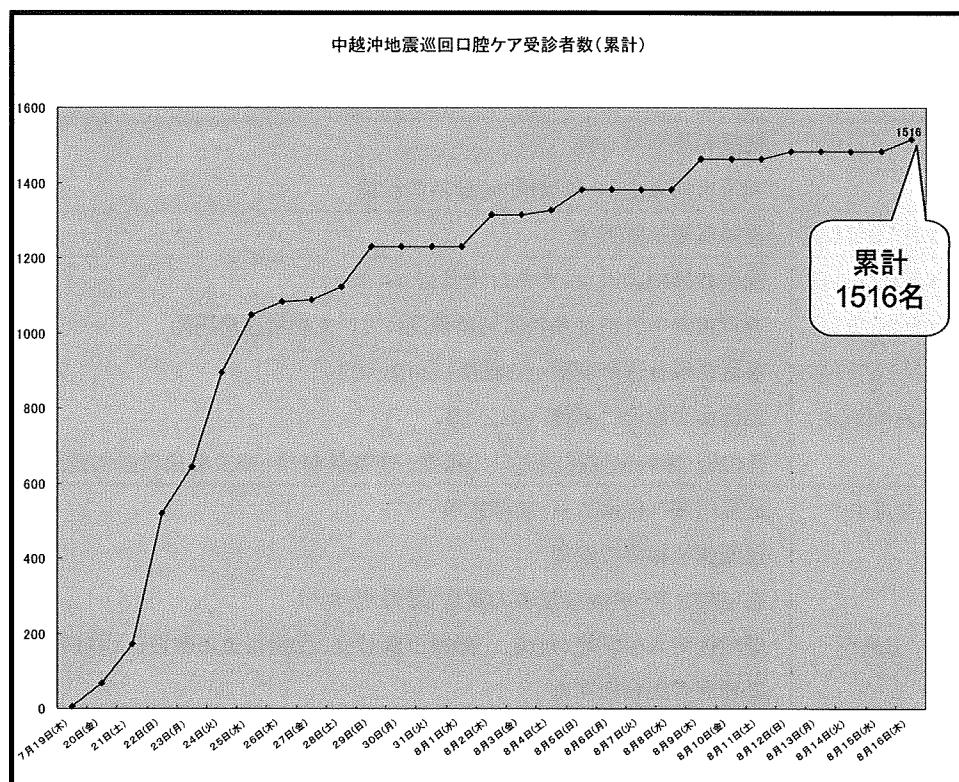


図2. 新潟県中越沖地震における巡回口腔ケアの受診者数(累計)

表3. 新潟県中越沖地震における歯科保健医療対策実施の経過概要

段階	月日	事実経過
フェイズ0	7/16(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・県対策本部設置 ・県歯科医師会対策本部設置
フェイズ1	7/17(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の設置
	7/18(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回県歯科医師会対策本部会議の開催 ・災害時歯科医療救護班(救護班)の派遣要請(医療担当課)
フェイズ2	7/19(水)～22(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所を設置(7/19～23) ・避難所等における巡回指導の実施(7/19～8/16) ・福祉避難所の要支援者に対する口腔ケア開始(7/21～8/16) ・現地保健福祉本部(県)の設置(7/21～)
	7/23(月)～29(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時歯科医療救護所を閉鎖(7/23:この時点で半数以上の歯科医院が診療を再開) ・第2回県歯科医師会対策本部会議の開催(7/23)
	7/30(月)～8/16(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等における口腔ケア巡回指導の終了(8/16)
(フェイズ3) 事後対応	8月中旬 から順次	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所解散(8/31) ・仮設住宅入居開始(8月中旬から順次) <ul style="list-style-type: none"> 入居後の被災者支援(健康サポート事業)の実施(国補助金10/10) <ul style="list-style-type: none"> ①仮設住宅の集会場等での歯科医師等による口腔ケア指導 ②歯科衛生士による在宅訪問(福祉避難所の被災者を中心に)

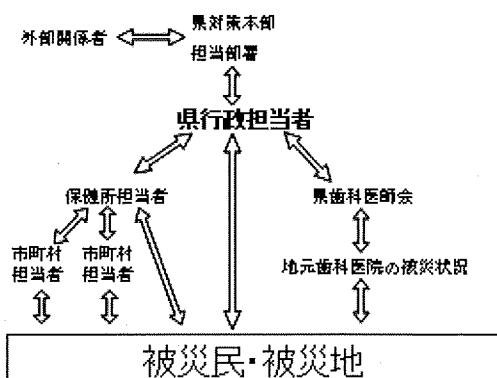


図3. 情報収集・伝達等における県の役割

(平成20年度歯科医師・歯科衛生士班団表まとめ)

資料2. 事例分析（阪神・淡路大震災における歯科医療・歯科保健活動：神戸市に勤務する歯科衛生士の立場から）

■発生状況
発生日時：平成1995年1月17日（火）午前5時46分
発生地：淡路島北部
マグニチュード7.3 震度7強
死者：6,434人 傷者：43,792人 被害住宅：69,686棟 最大時避難者数：236,636人
電気（最大停電）：260万戸 都市ガス（最大停止）：86万戸 水道（最大断水）：130万户

月日	事実経過	住民の反応	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	歯科医師・歯科衛生士に要した能力	法的根拠等	歯科医師・歯科衛生士の必要業務量	反省・意見
フェイズ0 1/17 (火)	地震発生 神戸市対策本部・救護所・避難所の設置	・神戸市職員として、医療・救護活動に従事	・市町村職員としての対応 ・被災状況の情報収集 ・対策本部への歯科専門職の配置	・歯科医師・歯科衛生士の役割・業務（あるべき姿含む） ・状況判断に必要な情報収集する能力	・現地状況を把握し、必要な情報を伝達する能力 ・病院、歯科医療機関の被災、活動状況の把握 ・避難所、教護所の情報把握 ・医療、歯科関係情報の一元化 ・歯科医薬品、口腔衛生物品の配布手段、配布ルートの確保	・災害時の歯科医師会、医療機関との連絡方法の確認が必要	・対策本部に、県歯科医師会・市歯科医師会との連絡調整担当者が必要であった。
フェイズ1 1/18 (水) 1/19 (木)	・住民から、歯科医師会へ歯科医院の被害状況を確認 ・診療可能な病院、歯科医院情報の把握及び情報提供 ・歯科保健相談実施 ・通信手段の確保 ・歯科医薬品、口腔衛生物品の要請	・歯科医師会から的情報収集 ・病院、歯科医療機関の被災、活動状況の把握 ・避難所、教護所の情報把握 ・医療、歯科関係情報の一元化 ・歯科医薬品、口腔衛生物品の配布手段、配布ルートの確保	・歯科医師・歯科衛生士の役割・業務（あるべき姿含む） ・現地状況を把握し、必要な情報を伝達する能力 ・病院、歯科医療機関と連携する能力 ・必要歯科医薬品、口腔衛生物品を要請する能力	・現地状況を把握し、必要な情報を伝達する能力 ・病院、歯科医療機関と連携する能力 ・必要歯科医薬品、口腔衛生物品を要請する能力	・災害状況調査表の整備	・歯科医薬品、口腔衛生物品リストの整備	・対策本部に、県歯科医師会・市歯科医師会との連絡調整担当者が必要であった。 ・災害時の歯科医師会、医療機関との連絡方法の確認が必要 ・歯科医薬品、口腔衛生物品リストの整備
フェイズ2 1/22 (金) 1/23 (土)	1/22 歯科救護所開設（兵庫県口腔保健センター） 1/23 神戸市立中央市民病院東灘診療所において、歯科診療開始	・義歎を紛失して食事が食べられないとの相談あり。	・歯科医師会、避難所等の情報収集及び連絡調整 ・地域住民への歯科医療情報の提供 ・要歯科医療者の把握	・要歯科医療者、必要歯科医療の把握 ・地域住民の健康状況の把握 ・診療可能な歯科医療機関の把握	・地域の状況を総合的に判断し長期的、短期的方針を立案する能力 ・歯科医療対策、歯科保健対策をコーディネートする能力 ・職員、ボランティア等関係者の情報把握	・職員、ボランティア等関係者の情報把握	・科の身体状況調査には、歯科の項目が含まれず、歯科的な問題への対応が遅れた。 ・避難所、在宅者の健康情報の医科、歯科の一元化と連携が必要 ・義歎を紛失した者が多かつたが、対応できなかった。 ・良質な即時義歎作成の技術開発 ・災害時に使用可能な歯科ユニットの開発 ・義歎がなくとも食べられる食事の提供
フェイズ3 1/26 (月) 2/4 (火)	1/26 各区歯科救護所開設（11箇所） (1/26～3/31) 2/4 巡回歯科診療の実施	・歯みがきしたくても、歯ブラシがないとの訴え	・訪問歯科相談 ・歯科医薬品、口腔衛生物品の集約・配布	・巡回歯科診療の調整、情報提供	・巡回歯科診療の調整、情報提供	・ライフラインの復旧みこみがたたず、歯みがきもできない状況のため、口内炎、う歯、歯周疾患の悪化がみられた。 ・早期の歯科保健活動による、口腔ケアが必要であった。 ・歯科衛生士のマンパワーの確保が必要	

(平成20年度歯科医師・歯科衛生士班図表まとめ)

月日	事実経過	住民の反応	歯科医師・歯科衛生士の判断・行動	保健所長の判断	歯科医師・歯科衛生士の役割業務(あるべき姿含む)	歯科医師・歯科衛生士に要した能力	歯科医師・歯科衛生士の必要業務量	反省・意見
2月中旬～	・避難所歯科健康教育・訪問指導・巡回歯科相談の実施・在宅覗たきり者歯科診療事業の実施(避難所・地域)	・震災前は歯ブラシと歯間ブラシで手入れしていたが震災後はじなくなりたとの声	・継続的な保健所だよりの配布・少量の水での歯みがき方法の紹介・歯科保健意識の呼び起しを目的とした、ポスターの掲示・近隣歯科医療機関の情報提供・選難所での歯科相談の実施ことでも向けに人形劇等媒体を使用した、予防活動	・逃難所、仮設住宅、地域住民の健康状況の把握・歯科健康情報の啓発活動・近隣歯科医療機関の情報提供	・住民の健康状況を把握し必要な歯科保健対策を計画、立案する能力			
3月～	・仮設住宅対策 ①歯科健康診査 ②歯科健康教育 ③訪問歯科相談 ・乳幼児健康相談実施	・かかりつけの歯科医院が遠くなり、通院できなくなったとの声	・かかりつけの歯科医院が遠くなり、通院できなくなったとの声	・仮設住民対象の歯科健診実施	・歯科健康診査、歯科健康教育等の調整、情報提供	・歯科健康教育等をコーディネートする能力		・総合健診の一環としての歯科健診の実施が望ましい。
2月中旬～ フェイズ3				・近隣歯科医療機関名簿所在地の配布				

* 神戸市は、1995年時本庁組織より保健所、2支所歯科衛生士は、1保健所に1人配置

記載内容は、神戸市災害対策本部衛生部の記録(神戸市衛生局)
阪神大震災を考える(歯科衛生士)
神戸発がんばつてます(デンタルハイジーン)より、抜粋